

## 中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策費補助金を支給します

▶ **支給額** 感染拡大防止対策に要した補助対象経費(消費税除く)総額の3分の2で上限10万円(申請は1回のみ、1,000円未満の端数があるときは、端数の金額は切り捨てとする)

なお、国などによる同様の補助金の交付を受けようとする場合または受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から国などの補助金の額を除いた額に補助率3分の2を乗じた額とする。

※申請受付期間中であっても、予算額に達した場合は受け付けを終了します。

▶ **支給対象** 市内で事業所(事務所・店舗など)を有する中小企業者および個人事業主で申請時点で事業を営んでおり、今後も本市で事業の継続を目指している事業者

※行田市に主たる事業所がなくとも、市内の店舗の対策費は申請可

※事業収入が主でなくとも、事業者の方は申請可

▶ **対象とならない者**

- ・風営法上の性風俗関連特殊営業や関連する事業者
- ・暴対法上の暴力団等に関する事業者
- ・本事業の目的・趣旨から対象外と市長が判断するもの

▶ **支給対象例** 令和2年4月7日から令和3年1月31日の期間内に導入から支払いまで完了した市内所在店舗における次の経費を対象とします。

感染拡大防止のための内装・設備工事費	感染拡大防止のための物品購入費	新たにテイクアウト・デリバリーを始めるのにかかる費用 ※4月7日以降に新たに始めた事業者のみ対象	感染拡大防止対策としてのシステム導入に取り組む費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の個室化、密を回避するための間取り変更</li> <li>・ビニールカーテン、パーティション、仕切り板を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業上必要となる衛生用品(マスク、除菌アルコール、フェイスシールド)</li> <li>・非接触型検温器</li> <li>・サーマルカメラ</li> <li>・ノータッチ式ディスペンサー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウトやデリバリーに必要な備品購入費(容器、箸、クーラーボックス)</li> <li>・のぼり、チラシ作成費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済導入費用</li> <li>・セルフレジ導入費用</li> <li>・テレワークやオンライン会議システム導入費用</li> </ul>

▶ **補助の対象にならない経費の例**

補助対象に係る消費税および地方消費税、領収書などの支払いが確認できる書類が提出できないもの、事務用品、汎用品(パソコン、タブレット、Wi-Fiルーター、スマートフォン、カメラなど)、汎用性の高い備品(机、椅子、棚、自動車、バイク、自転車など)、エアコン、空調設備、家電製品(空気清浄器、加湿器、扇風機、サーキュレーターなど)、単に古くなったものの買い替えおよび交換、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費など。

▶ **必要書類(申請書兼請求書以外、全て写し可)**

行田市小規模事業者緊急支援給付金または、行田市小規模事業者等家賃支援給付金の給付を受けている方	法人	個人
1 申請書兼請求書(様式第1号)かつ補助対象経費一覧	○	○
2 対象経費に係る領収書もしくはレシートの写し	○	○
3 感染拡大防止に対する取り組み内容の分かるもの(購入品や導入した設備の設置状況が分かる写真など)	○	○
4 ※緊急、家賃支援給付金と同一の場合は省略可 申請者名義の口座の通帳(通帳を開き、口座番号と口座名義の記載されたページ)またはキャッシュカードの写し	○	○

行田市小規模事業者緊急支援給付金または、行田市小規模事業者等家賃支援給付金のいずれも給付を受けていない方	法人	個人
1 申請書兼請求書(様式第1号)かつ補助対象経費一覧	○	○
2 対象経費に係る領収書もしくはレシートの写し	○	○
3 感染拡大防止に対する取り組み内容の分かるもの(購入品や導入した設備の設置状況が分かる写真など)	○	○
4 直近の事業年分の確定申告書(税務署の収受印のあるもの)	○	
5 令和元年分の確定申告書B(第一表)または市県民税申告書(税務署の収受印のあるもの)		○
6 市内で事業を営んでいることが分かる書類(開業届、収支内訳書(白色申告の方)、青色申告決算書など(青色申告の方))		○
7 申請者名義の口座の通帳(通帳を開き、口座番号と口座名義の記載されたページ)またはキャッシュカードの写し	○	○

※上記に掲げるものの他、市長が必要と定めるものを追加でご提出いただく場合があります。

▶ **申請方法** 令和3年2月12日(金)までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送により提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。その他、商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会の窓口でも配布しています。【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市役所商工観光課感染症拡大防止対策担当

▶ **問い合わせ** 同課(内線383・375)

## 新ごみ処理施設整備に関する市民説明会を開催します

市では、4月1日付けで環境課内に新ごみ処理施設建設準備担当を設置し、新たなごみ処理施設の整備事業に着手しています。今回の説明会では、市民の皆さんの事業に対する理解を深めていただくため、これまでの進捗状況や今後の見通しなどについてお知らせするとともに、皆さんの疑問についてお答えします。

▶ **日時** 11月28日(土)午後2時開始

▶ **場所** 産業文化会館ホール

▶ **内容** 新ごみ処理施設整備事業の進捗状況などについて

▶ **対象** 市内在住の方

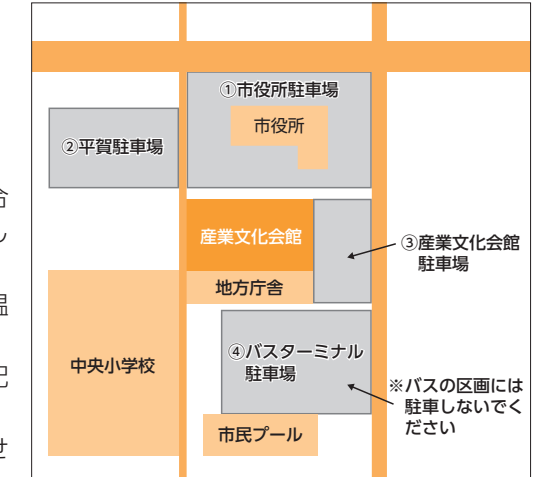
▶ **定員** 500人(先着順)※申し込み不要

▶ **その他**

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、延期となる場合があります(延期の場合は、市ホームページでお知らせします)。
- ・当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、検温の実施、マスク着用、消毒の徹底にご協力ください。
- ・参加者の住所、氏名、連絡先を提出していただきます(記入用紙は当日配布)。
- ・説明会の概要については、市報ぎょうだ1月号でお知らせします。

▶ **問い合わせ** 環境課新ごみ処理施設建設準備担当(内線384)

▶ **駐車場案内**



## 売り上げが減少した中小企業・個人事業主の皆さんへ

### 固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、一定以上事業収入が減少した中小事業者に対し、令和3年度課税の1年度分に限り、申告により事業用家屋および償却資産に係る固定資産税および都市計画税の負担を軽減します。

▶ **軽減割合**

【30パーセント以上50パーセント未満減少している方】2分の1

【50パーセント以上減少している方】全額

▶ **対象となる固定資産**

事業用家屋および償却資産

※土地および非事業用家屋は軽減対象外です。

▶ **対象となる方**

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人または従業員1,000人以下の個人

※このうち、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の事業収入が、前年の同期間に比べて30パーセント以上減少している方

※風俗営業などの規制および業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊業務を営む方、大企業の子会社などは対象となりません。

▶ **提出書類**

・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書(認定経営革新等支援機関などから確認を受けたもの)

・認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式(収入減を証する書類、特例対象家屋の事業割合を示す書類など)※写しでも可

・償却資産申告書(償却資産について軽減を行う場合)

▶ **その他** 詳しい内容や申告書の書式は、市および中小企業庁ホームページをご覧ください。

▶ **申し込み** 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)(消印有効)に直接または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市税務課資産税担当

▶ **問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)